

令和4年度

# 監査結果報告書

総括

定期監査（収入事務）

（令和3年度～令和4年度）

大分市監査委員



監査第103号  
令和5年5月15日

大分市長	足立信也	殿
大分市議会議長	二宮博	殿
大分市教育委員会教育長	佐藤光好	殿
大分市上下水道事業管理者	西田充男	殿
大分市選挙管理委員会委員長	岡村邦彦	殿
大分市農業委員会会長	朝未野清	殿

大分市監査委員 縄田睦子

大分市監査委員 古庄研二

大分市監査委員 今山裕之

大分市監査委員 帆秋誠悟

## 監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を大分市監査基準に準拠して令和3年度から令和4年度にかけて実施したので、同条第9項及び第10項の規定によりその結果の総括に関する報告及び意見を次のとおり提出します。

# 定期監査結果報告

## 総括

### 1 監査の対象及び選定理由

#### (1) 監査の対象

収入事務（「公金直接収納における現金取扱事務」を除く）

#### (2) 選定理由

監査を効率的かつ効果的に実施するためには、リスク（組織目的の達成を阻害する要因）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、実施計画を策定する必要がある。

このため、平成 24 年度から令和元年度に実施した定期監査（財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査）における結果報告書で指摘事項、要望事項としたものをすべて抽出し、分析した結果、指摘事項、要望事項の件数が最も多く、リスクの発生が最も高いとされる「収入事務」を監査の対象とすることとした。

このうち、令和 2 年度には「公金直接収納における現金取扱事務」について監査を行ったことから、令和 3 年度から 2 か年をかけ、それ以外の「収入事務」について監査を実施することとする。

### 2 監査の対象期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日まで

### 3 監査の実施期間

令和 3 年 3 月 4 日から令和 5 年 3 月 29 日まで

#### 4 監査の対象課等及び実施場所

全部局（ただし、対象期間中に収入事務のなかった企画課、広聴広報課、指導監査課、子ども企画課、おおいた魅力発信局、道路維持課、建築課、議会議事課、救急救命課及び通信指令課を除く。）

#### 5 監査の着眼点

分類	リスク	監査の着眼点
算定	過少徴収	・徴収額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
調定	過大徴収	・調定の取消し、更正の根拠及び手続は適正か。
	過少徴収	・調定の時期及び手続は適正か。
	システムへの科目入力ミス	・前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされており、また、その時期は適正か。 ・調定漏れはないか。
収納	意思決定プロセスの無視	・手数料等の徴収事務において、決裁権者の決裁をうけ、証明書等を交付しているか。 ・還付手続において、決裁権者の決裁をうけ、還付しているか。
	過大徴収	・亡失等による納入通知書の再発行は適正に行われているか。また、納付書は必要事項をすべて記載して発行されているか。
	過少徴収	・手数料等は法令等に定められた時点で徴収されているか。 ・保証金等の請求漏れはないか。
	システムへの科目入力ミス	・収入科目の誤りはないか。 ・データ入力誤りによる事務の不履行はないか。

分類	リスク	監査の着眼点
減免	説明責任の欠如	・法令等を正しく解釈し、適正に減免をしているか。
	意思決定プロセスの無視	・減免事務において、決裁権者の決裁をうけ、減免をしているか。
	過少徴収	・同じ減免基準を適用すべき施設において、基準の運用は統一的なものとなっているか。
使用許可等	説明責任の欠如	・法令等を正しく解釈し、適正に徴収をしているか。
	意思決定プロセスの無視	・使用許可手続において、決裁権者の決裁をうけ、許可しているか。
	なりすまし	・申請書は提出されているか。また、身分を証する関係書類は添付されているか。
	過少徴収	・滞納整理等について努力が払われているか。
収入事務委託	不適切な契約内容による業務委託	・歳入の徴収又は収納事務の委託は適正に行われているか。また、所定の告示及び公表を行っているか。
	過少入力	・繰替払に係る歳入は適正に補てんされているか。
その他	個人情報の漏えい・紛失	・個人情報等の管理は徹底されているか。
	不適切な価格で契約	・不用品の売却処分等は適正に行われているか。

## 6 監査の方法

監査対象課等に対し書類の提出を求め、当該事務が法令等に適合し、正確に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか等、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の照合、関係職員への質問等、必要な方法を取り監査を実施した。

## 7 監査の結果

以下は、令和3年度及び令和4年度の2か年にわたり実施した定期監査（収入事務）の結果について報告を行った内容を、部局ごとに取りまとめて再度掲載するものである。

### 企画部

#### スポーツ振興課

##### （1）体育施設使用料について

###### ア 調定事務が適正でないもの

大分市財務規則の規定では、収入命令者は、調定した後において過誤その他の理由により当該調定の変更又は取消しの必要があるときは、直ちに収入調定書により変更等の手続をしなければならないとされている。

しかしながら、使用料を返還することを決定したにもかかわらず、調定の減額変更を行うことなく還付処理しているものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

###### イ 徴収事務が適正でないもの

大分市都市公園条例の規定では、使用料は使用許可の際に納付しなければならないとされている。

しかしながら、使用料の納付について、許可の際ではなく後日納付させているものが見受けられた。

今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。

###### ウ 減免事務が適正でないもの

大分市都市公園条例施行規則及びのつはる天空広場条例施行規則の規定では、使用料を減免する場合及びその額が定められており、条例等の範囲内で審査基準を定め個々具体的に審査することとしている。

しかしながら、使用料の減免に係る規定の審査基準に該当しないものについて、別途市長の承認が必要であるにもかかわらず、承認を得ずに、使用料を減免しているものが見受けられた。

今後は、規則等に従い適正な事務処理をされたい。

###### エ 使用許可事務が適正でないもの

大分市都市公園条例施行規則の規定では、各施設の使用時間が定め

られており、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる  
とされている。

しかしながら、市長の承認を受けずに、使用時間外の施設使用を許可  
し、使用料を徴収しているものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

(要望事項)

オ 私人に徴収事務を委託している駄原トレーニング施設及び日吉原レ  
ジャープールの使用料について、領収証書の取扱いに不備があるもの  
が見受けられた。

今後は、大分市財務規則等に従い適正な事務処理を行うよう指導され  
たい。

## 市民部

### 市民協働推進課

#### (1) 公民館使用料について

ア 返還事務が適正でないもの

大分市公民館に係る管理及び運営並びに市民協働の推進に関する規  
則の規定では、使用料を返還することを決定したときは、公民館使用  
料返還決定通知書により申請者に通知するものとされている。また、  
大分市財務規則の規定では、収入命令者は、調定した後において当該  
調定の変更等の必要があるときは、直ちに収入調定書により変更等  
の手続きをするとともに、過誤納金の還付については、過誤納金還付通  
知書により通知をしなければならないとされている。

しかしながら、公民館使用料を返還することを決定したにもかかわらず、  
返還決定通知書及び過誤納金還付通知書による通知を行わず、  
また、調定の減額変更を行うことなく還付処理しているものが見受け  
られた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

イ 減免事務が適正でないもの

大分市公民館に係る管理及び運営並びに市民協働の推進に関する規  
則の規定では、市長は、使用料を減免することを決定したときは、公民  
館使用料減免決定通知書により減免を申請した者に通知するものとさ  
れている。

しかしながら、減免決定に当たり、決裁を受けていたものの、決定の

通知については、減免決定通知書によらず、口頭にて行っているものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

## **市民課**

### **(1) 葬斎場等使用料について**

ア 使用許可事務が適正でないもの

大分市葬斎場条例の規定では、葬斎場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとされている。

しかしながら、霊安室の使用料の徴収事務において、決裁を受けずに使用許可し、使用料を徴収していた。

今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。

## **国保年金課**

### **(1) 国民健康保険税について**

ア 減免事務が適正でないもの

大分市国民健康保険税条例の規定では、保険税の減免を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならないとされている。

しかしながら、旧被扶養者に係る減免において、資格取得届の提出をもって減免申請書の提出と解し、減免していた。

今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。

## **植田支所**

### **(1) 公民館使用料について**

ア 調定事務が適正でないもの

大分市財務規則の規定では、収入命令者は、調定した後において過誤その他の理由により当該調定の変更又は取消しの必要があるときは、直ちに収入調定書により変更等の手続きをしなければならないとされている。

しかしながら、公民館使用料を返還することを決定したにもかかわらず、調定の減額変更を行うことなく還付処理しているものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。



## 野津原支所

### (1) 公民館使用料について

#### ア 返還事務が適正でないもの

大分市公民館に係る管理及び運営並びに市民協働の推進に関する規則の規定では、使用料を返還することを決定したときは、公民館使用料返還決定通知書により申請者に通知するものとされている。また、大分市財務規則の規定では、収入命令者は、調定した後において当該調定の変更等の必要があるときは、直ちに収入調定書により変更等の手続きをするとともに、過誤納金の還付については、過誤納金還付通知書により通知をしなければならないとされている。

しかしながら、公民館使用料を返還することを決定したにもかかわらず、返還決定通知書及び過誤納金還付通知書による通知を行わず、また、調定の減額変更を行うことなく還付処理しているものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

## 福祉保健部

### 障害福祉課

#### (1) 各種証明手数料について

#### ア 徴収事務が適正でないもの

大分市事務決裁規程の規定では、証明に関することは課長の専決事項とされている。

しかしながら、各種証明手数料の徴収事務において、決裁を受けずに証明書を交付し手数料を徴収しているものが見受けられた。

今後は、規程に従い適正な事務処理をされたい。

## 健康課

#### (1) 大分県の事務処理の特例に関する条例に基づく事務に係る手数料について

#### ア 歳入歳出外現金の受入れが決定されていないもの

大分市財務規則の規定では、歳入歳出外現金の受入れをしようとするときは、歳入歳出外現金等受入決議書により受入れを決定しなければならないとされている。

しかしながら、大分県の事務処理の特例に関する条例に基づき徴収を行うこととされている手数料について、歳入歳出外現金として指定金融機関に払い込まれていたものの、歳入歳出外現金等受入決議書により受

入れを決定していなかった。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

## **子どもすこやか部**

### **保育・幼児教育課**

#### **(1) 各種証明手数料について**

ア 徴収事務が適正でないもの

大分市手数料条例の規定では、手数料は申請のときに徴収することとされている。

しかしながら、各種証明手数料の徴収について、申請のときではなく証明書交付の際に徴収しているものが見受けられた。

今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。

## **商工労働観光部**

### **商工労政課**

#### **(1) ふるさと大分市応援寄附金について**

ア 公金収入事務委託の告示及び公表に不備があるもの

地方自治法施行令の規定では、歳入の徴収を私人へ委託したときは、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないとされている。

しかしながら、ふるさと大分市応援寄附金にかかる公金収入事務委託においては、告示及び公表を行っていないものが見受けられた。

今後は、法令に従い適正な事務処理をされたい。

## **農林水産部**

### **生産振興課**

#### **(1) 法定外公共物の占用料について**

ア 算定が適正でないもの

大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例の規定では、本市が所有する道路法の適用がない道路や河川法等の適用がないため池等は法定外公共物とされており、その占用料の算定については道路に係る占用料と河川等に係る占用料がそれぞれ定められている。

しかしながら、ため池の占用料について、定められていない区分により算定しているものが見受けられた。

今後は、算定の根拠を明確にし、適正な事務処理をされたい。

## 土木建築部

### 土木管理課

#### (1) 市道占用料について

ア 占用許可事務が適正でないもの

道路法の規定では、道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならないとされている。

しかしながら、占用許可申請の手続きがなされずに占用されていたものについて、占用料として徴収するため、占用開始日を遡って許可しているものが見受けられた。

今後は、法令に従い適正な事務処理をされたい。

## 都市計画部

### まちなみ整備課

#### (1) 線路敷ボードウォーク広場使用料について

ア 徴収事務が適正でないもの

線路敷ボードウォーク広場条例の規定では、使用料は許可の際に納付しなければならないとされている。

しかしながら、使用料の納付について、許可の際ではなく後日納付させているものが見受けられた。

今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。

## 公園緑地課

#### (1) 公園使用料について

ア 減免事務が適正でないもの

大分市田ノ浦海水浴場条例施行規則の規定では、使用料を減免する場合及びその額が定められている。

しかしながら、使用料の減免について、別途市長の承認が必要なものであるにもかかわらず、承認を得ずに、使用料を減免しているものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

## 教育部

### 学校施設課

#### (1) 今市健康増進センターの使用料について

ア 使用許可事務が適正でないもの

大分市今市健康増進センター条例及び市長の権限に属する事務を教育委員会等に委任する規則の規定では、センターの体育館、研修室及び健康増進室（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないとされている。

しかしながら、施設の使用について、決裁を受けずに使用許可しているものが見受けられた。

今後は、条例等に従い適正な事務処理をされたい。

#### イ 減免事務が適正でないもの

大分市今市健康増進センター条例及び市長の権限に属する事務を教育委員会等に委任する規則の規定では、教育長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができることとされている。

しかしながら、施設の使用料について、決裁を受けずに減免していた。

今後は、条例等に従い適正な事務処理をされたい。

## 消防局

### 総務課

#### （１）不用品の売却収入について

##### ア 売払い事務が適正でないもの

消防車両装備品等を更新等する際に生じた鉄くず等の売払い事務において、契約事務規則の規定による事務手続きを経ずに売り払っているものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

## 上下水道部

### 営業課

#### （１）水道料金等について

##### ア 公金収入事務委託の告示に不備があるもの

地方公営企業法施行令の規定では、公金の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないとされている。

しかしながら、水道料金等にかかる公金収入事務委託において、公表は行っていたものの、告示を行っていないものが見受けられた。

今後は、法令に従い適正な事務処理をされたい。

## 8 まとめ

本市では、多くの所属において収入事務を取り扱っているが、収入の算定ミスや財務手続等の事務処理ミスは、市民の行政サービスに対する負担の公平性を損ねるとともに、市政に対する市民の信頼を大きく失墜させることに繋がる。こうしたことから、収入事務については、公金を取り扱う事務として、常に厳正に行われるべきものであり、令和2年度に実施した「公金直接収納における現金取扱事務」に引き続き、令和3年度から令和4年度までの2か年に亘り、当該現金取扱事務以外の「収入事務」をテーマとして、監査を実施した。

今回の監査を通じて、収入事務については、概ね適正に取り扱われていることを確認したが、一部の所属に不備が見受けられた。その要因として、関連例規及び財務事務手続等に対する職員の認識不足や財務事務手続時のチェックの甘さが考えられる。こうしたことから、各所属においては、十分な研修体制を確立し、それにより得た知識等を事務引継ぎ時に適正かつ確実に伝えていくなど、担当者の資質の向上に早急に努めるとともに、事務処理マニュアルの整備及び更新並びに財務事務が財務規則等や事務処理マニュアルに沿って処理されているか等のチェック体制の強化を徹底するよう要望する。

また、収入事務を統括する会計課においては、正しい事務処理及び根拠例規を周知し、研修等を実施するよう併せて要望する。

「収入事務」における指摘事項については、監査対象課だけではなく、全ての所属において自らの事例として受け止め、根拠例規や各所属で作成している事務処理マニュアル等の内容を確認し、正しく理解するとともに、当該事務処理等におけるリスクを洗い出し、その重要度や緊急度等に応じた対策を講じることが肝要である。

公金を取り扱う所属において、管理監督者は、公金に関する事務処理の過程を十分に把握した上で職員を指導・育成する立場にあり、所属する公金管理の責任者であることを、また、職員は、市民から託された財産である公金を取り扱う重要性をしっかりと自覚し、職務を遂行しなければならない。

現在、国を挙げて ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるデジタル・トランスフォーメーションを推進しており、本市においても、オンラインによる電子申請及び決済並びに窓口におけるキャッシュレス決済などのサービスが開始されている。今後、その範囲の拡充が見込まれているが、当該拡充に当たり、推進する企画部と公金収入事務の所管課である会計課においては、財務規則等の関連例規の遵守はもとより、必要に応じて、関連例規の整備も検討し、収入事務の厳正な取扱いを担保することが求められる。

結びに、法令等に基づき適正に事務を執行し、市民の負託と信頼に応え、市民への説明責任を果たすことができる市政づくりに向けた一層の取組を期待する。